兀 蔵省令第五十三号) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則(昭和四十八年大

(傍線部分は改正部分)

三及び四(省略)二当該法人の登記事項証明書一(省略)	財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。年法律第七十号。以下「法」という。)第五条第二項に規定するA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八第一条 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(AT(保証団体となるための認可を申請する際の添付書類)	改正案
三及び四 同 上 一 同 上	第一条 同 上 (保証団体となるための認可を申請する際の添付書類)	現行